

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件二件 六五
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 六五
- 道路の区域を変更する件三件 六六
- 道路の供用を開始する件二件 六六
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 六七
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 六七
- 一般競争入札を行う件 六八
- 福島県病院局 六八
- 落札者を決定した件 六八

告 示

福島県告示第七百八十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十九年十二月二日救急病院として認定した。
平成二十九年十二月十二日

名称	所在地	福島県知事	内 堀 雅 雄
福島県厚生農業協同組合連合会高田厚生病院	大沼郡会津美里町字高田甲二 九八一	認定有効期限	平成三二年二月一日
			(地域医療課)

福島県告示第七百八十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、

次の病院を平成二十九年十二月五日救急病院として認定した。
平成二十九年十二月十二日

名称	所在地	福島県知事	内 堀 雅 雄
北福島医療センター	伊達市箱崎字東二三一一	認定有効期限	平成三二年二月四日
			(地域医療課)

福島県告示第七百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年十二月十二日から平成三十年四月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年十二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
小名浜ファッションモール 福島県いわき市小名浜字大道北一一〇番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社しまむら
代表者の氏名 代表取締役社長 野中 正人
住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号
2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社しまむら
代表者の氏名 代表取締役社長 野中 正人
住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年七月三十日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千三百七十四平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 百十二台
(二) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 百十二台
2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 七十台
(二) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 七十台
3 荷さばき施設の位置及び面積

- (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 五十平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 七十二立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前十時
 - (二) 閉店時刻 午後八時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前九時四十五分から午後八時十五分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 二か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 二十四時間
 - 七 届出年月日
 - 平成二十九年十一月二十九日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第七百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年十二月十二日から二週間一般の縦覧に
供する。

平成二十九年十二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	二本松市西新殿字行人 壇一丁目一先から 同 市西新殿字行人 壇一八番地先まで	変更前 変更後	七・五 九・四	四七・〇 四七・〇

福島県告示第七百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計
画課及び福島県南会津建設事務所平成二十九年十二月十二日から二週間一般の縦覧に
供する。

平成二十九年十二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道戸赤 栄富線	南会津郡下郷町大字戸 赤字本木四二六番地 先から 同 郡同 町大字戸 赤字林下一七一番地先 まで	変更前 変更後	四・七 二〇・六	二二五・三 一九七・三

(道路計画課)

福島県告示第七百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計
画課及び福島県南会津建設事務所平成二十九年十二月十二日から二週間一般の縦覧に
供する。

平成二十九年十二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道戸赤 栄富線	南会津郡下郷町大字戸 赤字本木四二六番地 先から 同 郡同 町大字戸	変更前 変更後	四・九 二八・三	一九七・三 一九七・三

赤字林下一七二番地先 まで	二八・三
------------------	------

(道路計画課)

福島県告示第七百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十九年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	二本松市西新殿字行人壇一番地 先から 同 市西新殿字行人壇一八番地 先まで	平成二十九年十二月二 日

(道路計画課)

福島県告示第七百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十九年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道戸赤栄富線	南会津郡下郷町大字戸赤字壱本木 四二六番地先から 同 郡同 町大字戸赤字林下一 七二番地先まで	平成二十九年十二月二 日

(道路計画課)

福島県告示第七百九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
平成二十九年十二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
山崎

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱十八号から標柱二十五号まで、標柱九号及び標
柱八号を順次結んだ線並びに標柱八号と標柱十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
喜多方市慶徳町山科

- 墓東 三千三百二十二番 十八号
- 羽山 三千三百二十三番 十九号及び二十号
- 山崎 三千三百十九番 二十一号
- 山崎 三千三百二十番二十二 二十二号
- 山崎 五千三百九十七番三 二十三号
- 天神免 四百七十八番一 二十四号
- 山崎 三千二百九十七番 二十五号
- 墓東 三千二百九十三番 九号
- 墓東 三千二百二十一番 八号

(砂防課)

公 告

公告第二百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十九年十二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 土地改良区の名称 阿武隈川上流土地改良区
- 退任した役員 氏名 住所
- 理事 木野内 重信 西白河郡泉崎村大字関和久字明地一五番地

(農村計画課)

公告第251号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年12月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 X線CT装置 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年5月10日（金）
- (4) 納入場所 福島ロボットテストフィールド（仮称）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年1月10日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年1月10日（水）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年12月12日（火）から平成30年1月10日（水）まで（土曜日、日曜日、平成29年12月29日から平成30年1月3日までの期間及び同月8日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年12月22日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年12月22日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年1月26日（金）午前11時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-ray CT Scanner
1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:30 a.m., 26 January 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 25 January 2018

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第8号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

平成29年12月12日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
検査室機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日
平成29年11月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号
- 5 落札金額
74,520,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年10月10日

(病院経営課)